

事 務 連 絡  
平成24年12月20日

岩手県、宮城県、福島県各地域福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員児童委員への支援等の実施について（依頼）

平素より地域福祉の推進につきまして、格別の御理解と御尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から1年9ヶ月が経過いたしました。被災者は長期化する避難生活を余儀なくされ、そのような中、被災地の民生委員児童委員の見守り等の活動が継続的に行われているところです。

しかしながら、この民生委員児童委員活動については、

- ・ 被災地においては欠員が生じているところもあり、住民の分散避難等により活動範囲が広がり、また、委員自身が遠方の仮設住宅から訪問等を行っているケースも多く、交通費等の実費の負担が大きくなっていること
- ・ 被災者でもある民生委員児童委員は、長期化する避難生活の中で、民生委員の精神的負担が大きくなるなど、支援する側としての民生委員児童委員への支援が必要な状況となっていること

等の実情がみられ、支援者への適切な支援が必要となっているところです。

また、仮設住宅等における孤立防止のためには、民生委員児童委員、生活支援相談員といった人的なサポートが大きく寄与するとともに、例えば緊急通報システム等の機器を活用して見守り活動を補完するなど、様々な事業を総合的に展開することが、孤立の防止に繋がるものと思われま。

つきましては、被災市町村等と連携して、例えば

- ・ 通常の活動範囲を超えるような民生委員児童委員活動への活動費の補助
- ・ 民生委員協議会において、民生委員児童委員へのサポートのため、精神保健福祉士等の専門職によるメンタルヘルスケアの実施や民生委員児童委員同士のピアカウンセリングを開催
- ・ 市町村社会福祉協議会等における生活支援相談員へのメンタルヘルスケア等の実施
- ・ 仮設住宅における生活支援相談員の巡回相談と緊急通報システムの組み合わせによる孤立防止対策の実施

等の事業の実施を積極的にご検討頂きますようお願いいたします。

その際には、社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）の一事業として位置づけることにより、同事業の活用が可能となりますので、あわせてご検討ください。

また、事業に係る追加協議については、引き続き適宜受け付けておりますので、積極的なご検討をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、全国社会福祉協議会を通じて、岩手県、宮城県、福島県の各県社会福祉協議会へも送付しておりますので、念のため申し添えます。

(担当) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 ボランティア係

電話 : 03-5253-1111 (内線 2859) F A X : 03-3592-1459

メール : [anshinseikatu@mhlw.go.jp](mailto:anshinseikatu@mhlw.go.jp)